

〇〇県（都・道・府）国民健康保険保険給付費等交付金条例（参考例）（案）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第六条第二項及び第三項の規定に基づき、この県（都・道・府）が行う国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定める。

（国民健康保険保険給付費等交付金の種類）

第二条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

- 2 普通交付金は、算定政令第六条第二項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。
- 3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。
 - （1）算定政令第四条第三項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県（都・道・府）に交付する特別調整交付金の額のうち、県（都・道・府）内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額
 - （2）法第七十二条第三項の規定により、国が市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県（都・道・府）内の当該市町村の取組に応じて交付する額
 - （3）法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県（都・道・府）が繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県（都・道・府）内の市町村の交付に充てる額
 - （4）法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額（算定政令第四条の五第三項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。）の三分の一に相当する額及び法第七十二条の五第二項の規定により県（都・道・府）が一般会計から県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県（都・道・府）内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

第二章 雑則

（委任）

第三条 この条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。